

おしごとリップマニュアル利用規約

本規約には、本マニュアルの提供条件及びLIPと利用団体の皆様との間の権利義務関係が定められています。本マニュアルの申込み及び利用に際しては、本規約の全文をお読みいただいたうえで、本規約に同意いただく必要があります。

第1条 (適用)

1. 本規約は、本マニュアルの提供条件及び本マニュアルの利用に関するLIPと利用団体との間の権利義務関係を定めることを目的とし、利用団体とLIPとの間の本マニュアルの利用に関わる一切の關係に適用されます。
2. 本規約の内容と、本規約外における本マニュアルの説明等とが異なる場合は、本規約の規定が優先して適用されるものとします。

第2条 (定義)

本規約において使用する以下の用語は、各々以下に定める意味を有するものとします。

- (1) 「LIP」とは、特定非営利活動法人Living in Peaceを意味します。
- (2) 「LIPウェブサイト」とは、そのドメインが「living-in-peace.org」である、LIPが運営するウェブサイト(理由の如何を問わず、LIPのウェブサイトのドメイン又は内容が変更された場合は、当該変更後のウェブサイトを含みます。)を意味します。
- (3) 「キャリア教育プログラム」とは、本マニュアルに従って、児童養護施設入所者に対して提供される、キャリア教育及び入所者の能力開発を目的としたプログラムを意味します。
- (4) 「知的財産権」とは、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の知的財産権(それらの権利を取得し、又はそれらの権利につき登録等を出願する権利を含みます。)を意味します。
- (5) 「フォローアップ」とは、第6条第1項に定める意味を有します。
- (6) 「フォローアップ対象団体」とは、利用団体のうち、第3条第4項に基づいてLIPによるフォローアップの対象として選定された法人又は団体を意味します。
- (7) 「本マニュアル」とは、LIPが「おしごとリップ」という名称で提供しているキャリア教育プログラムを利用団体が実施するためのマニュアル(2021年4月1日制定のものを指し、その後の変更を含みます。)を意味します。
- (8) 「利用団体」とは、第3条(登録)に基づいて本マニュアルの利用者としての登録がなされた法人又は団体を意味します。

第3条 (登録)

1. 本マニュアルの利用を希望する団体は、本規約を遵守することに同意し、かつLIPが定める一定の情報(以下「登録事項」といいます。)をLIPが別途定める方法で提供することにより、LIPに対し、本マニュアルの提供及び利用許諾を申請することができます。
2. LIPは、LIPが別途定める方法に従って、第1項に基づいて登録申請を行った団体(以下「登録申請団体」といいます。)について、利用団体としての登録の可否を判断し、LIPが登録を認める場合にはその旨を登録申請団体に通知します。利用団体としての登録は、LIPが本項の通知を行ったことをもって完了したものとします。ただし、利用団体として登録することを認めるに当たり、LIPが、必要に応じて、本マニュアルの利用条件を本規約に追加して提示することがありますが、その場合には、登録申請団体が当該条件を承諾した時点で、利用団体としての登録が完了するものとします。
3. LIPは、登録申請団体が以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、登録を拒否することがあり、またその理由について一切開示義務を負いません。
 - (1) LIPに提供した登録事項の全部又は一部につき虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合
 - (2) 第7条に定める行為を行う蓋然性が高いとLIPが判断した場合
 - (3) 反社会的勢力等(暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味します。以下同じ。)である、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っているとしてLIPが判断した場合
 - (4) 過去LIPとの契約に違反した者又はその関係者であるとLIPが判断した場合

(5) その他、登録を適当でないとしてLIPが判断した場合

4. LIPは、登録申請団体の求めがあり、これを適当と認めるときは、第2項に定める登録に際し、当該登録申請団体をフォローアップ対象団体として選定します。

第4条 (利用許諾)

1. 前条第2項に定める登録の完了後、LIPは利用団体に本マニュアルをLIPが定める方法により提供します。
2. LIPは、利用団体に対し、本規約の定めに従い本マニュアルを利用することを非独占的かつ無償で許諾します。
3. 利用団体は、LIPから提供を受けた本マニュアルを、同団体がキャリア教育プログラムを提供する目的かつ非営利の目的にのみ利用することができます。
4. 利用団体は、「おしごとリップ」の名称を一切使用することができません。ただし、フォローアップ対象団体は、LIPの事前の同意を得た場合には、本マニュアルを利用して実施するキャリア教育プログラムにおいて、「おしごとリップ」の名称を使用することができます。
5. LIPは、利用団体に通知することなく、いつでも本マニュアルの内容、形式その他を変更(以下「変更等」といいます。)することができるものと、利用団体に対し、任意に本マニュアルの改訂版を提供することがあります。この場合においては、本マニュアルの改訂版は本マニュアルに含まれるものとみなして、本規約の各規定を適用するものとします。

第5条 (登録事項の変更)

利用団体は、登録事項に変更があった場合、LIPの定める方法により当該変更事項を遅滞なくLIPに通知するものとします。

第6条 (フォローアップ)

1. LIPは、フォローアップ対象団体に対し、本マニュアルに従ったキャリア教育プログラムの実施について自己の裁量により助言又は支援(以下「フォローアップ」といいます。)をします。
2. 前項の場合において、フォローアップ対象団体は、フォローアップに必要な情報をLIPに提供するとともに、LIPの求めがあるときはこれに応じておしごとリップの改善及びLIPが行う広報活動に協力するものとします。

第7条 (禁止事項)

利用団体は、本マニュアルの利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為をすることができません。

- (1) 本マニュアルを営利目的で利用する行為
- (2) 第4条第3項の目的のために合理的に必要な範囲内での利用団体内部での複製を除き、本マニュアルを複製し、第三者に再利用許諾若しくは譲渡し、公衆送信、送信可能化、二次的著作物を作成し、又は改変し、その他本規約により認められた範囲を超えて本マニュアルを利用する行為
- (3) その他、LIPが不適切と判断する行為

第8条 (権利帰属)

本マニュアルに関する著作権その他の知的財産権は全てLIPに帰属しており、本規約に基づく本マニュアルの利用許諾は、本マニュアルに関するLIPの保有する知的財産権の譲渡を意味するものではありません。

第9条 (有効期間)

本契約の有効期間は、第3条に基づき利用団体としての登録が完了した日時から、1年間とします。ただし、別段の合意がない限り、両当事者の書面による同意があった場合には、同一条件にて1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

第10条 (登録抹消)

1. LIPは、利用団体が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、事前に通知又は催告することなく、当該利用団体について利用団体としての登録を抹消し、本マニュアルの利用許諾取消し及び本規約の解除

をすることができます。

- (1) 本規約第4条第2項及び第3項並びに第7条に違反した場合
 - (2) 前号に掲げる条項以外の本規約のいずれかの条項に違反し、利用団体が当該違反を治癒するよう求めるLIPからの通知を受領してから15暦日以内に治癒されない場合
 - (3) LIPからの問い合わせその他の回答を求める連絡に対して30暦日間以上応答がない場合
 - (4) 第3条第3項各号に該当する場合
 - (5) その他、LIPが本マニュアルの利用又は利用団体としての登録の継続を適当でないと判断した場合
2. 前項の定めにより登録が抹消された場合においても、第7条、第8条、第11条ないし第14条及び第16条ないし第20条の規定は有効に存続するものとします。

第11条 (保証の否認及び免責)

1. LIPは、LIPが本マニュアルに係る著作権その他の知的財産権の保有者であり、本規約に基づき利用許諾できることを保証します。ただし、本マニュアルが利用団体の特定の目的に適合すること、期待する機能、正確性又は有用性を有すること、利用団体による本マニュアルの利用が利用団体に適用のある法令又は業界団体の内部規則等に適合すること、及び不具合が生じないことについて、明示又は黙示を問わず何ら保証するものではありません。
2. LIPは、本マニュアルの利用又はフォローアップに関して利用団体が被った損害につき、一切責任を負わないものとします。
3. 本マニュアルの利用又はフォローアップに関連して利用団体と第三者(キャリア教育プログラムの受講者及びその関係施設を含みますがこれらに限られません。)との間において生じた取引、連絡、紛争等については、LIPに直ちに通知するものとし、当該紛争の解決方法をLIPと協議するものとします。

第12条 (秘密保持)

1. LIP及び利用団体は、本規約に関連して相手方当事者から開示された一切の情報(以下「秘密情報」といいます。)を、相手方当事者の事前の書面による承諾なくして第三者に開示又は漏洩してはならず、また、本規約に基づく本マニュアルの利用及び同マニュアルに基づくキャリア教育プログラムの実施以外の目的でこれを使用してはならないものとします。但し、以下の場合はこの限りではありません。
 - (1) 法令等に基づき開示が要求される場合。
 - (2) その役員、使用人、当該当事者が依頼した弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家に対し必要な範囲で開示する場合。
2. 以下の各号に定める情報は、秘密情報に含まれないものとします。
 - (1) 相手方当事者から開示を受けた時点で既に公知であった情報又は開示を受けた後自己の責に帰せずして公知となった情報。
 - (2) 相手方当事者から開示を受けた時点で既に自らが保有していた情報。
 - (3) 相手方当事者以外の第三者から正当に入手した情報であって、当該第三者に対し守秘義務を負っていない情報。

第13条 (終了後の措置)

1. 利用団体は、本規約の解除又は終了後速やかに、本マニュアルのデータ消去、その印刷物等の有体物がある場合にはその全ての廃棄等の措置を講ずるものとします。
2. 利用団体は、前項の措置が完了した場合には、LIPに対してその旨の証明書を提出するものとします。

第14条 (個人情報の取扱い)

1. LIPは、利用団体が本マニュアルを利用してキャリア教育プログラムを提供するにあたり取得する個人情報(その受講者を含みますがそれに限られません。)を一切受領しません。
2. 前項に定めるほか、LIPによる個人情報の取扱いについては、LIPのプライバシーポリシーの定めによるものとし、利用団体はLIPが個人情報をこのプライバシーポリシーに従って取り扱うことについて同意するものとします。

第15条 （本規約等の変更）

LIPは、LIPが必要と認めた場合は、本規約を変更できるものとします。本規約を変更する場合、変更後の本規約の施行時期及び内容をLIPのウェブサイト上での掲示その他の適切な方法により周知し、又は利用団体に通知します。但し、法令上利用団体の同意が必要となるような内容の変更の場合は、LIP所定の方法で利用団体の同意を得るものとします。

第16条 （連絡／通知）

1. 本マニュアルに関する問い合わせその他利用団体からLIPに対する連絡又は通知、及び本規約の変更に関する通知その他LIPから利用団体に対する連絡又は通知は、LIPの定める方法で行うものとします。
2. LIPが登録事項に含まれるメールアドレスその他の連絡先に連絡又は通知を行った場合、利用団体は当該連絡又は通知を受領したものとみなします。

第17条 （権利義務の譲渡等）

利用団体は、LIPの書面による事前の承諾なく、本規約に基づく一切の権利又は義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。

第18条 （分離可能性）

本規約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第19条 （紛争解決）

本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に関し当事者間に疑義が生じた場合には、LIP及び利用団体の間で誠実に協議を行い、その対応を決定するものとします。

第20条 （管轄裁判所）

本マニュアルの利用又は本規約に起因し、又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2021年4月1日制定